

日本総合労務マネジメント協会・一人親方特別加入申請書

年 月 日

フリガナ				
氏名				
生年月日	西暦	年	月 日	
現住所	〒			
連絡先	電話:	FAX :		
	携帯電話:	メールアドレス:		
業務・作業内容				
屋号				
加入希望月	月 日から希望			
希望給付基礎日額を	で囲んでください	いずれかに をして年月日をご記入ください		
3500円	10000円	事前健康診断が必要となる特定業種		
4000円	12000円			
5000円	14000円	業務の種類	ある・なし	最初に従事した年月日
6000円	16000円	1. 粉じん作業を行う業務	ある・なし	年 月 日
7000円	18000円	2. 振動工具使用の業務	ある・なし	年 月 日
8000円	20000円	3. 鉛業務	ある・なし	年 月 日
9000円		4. 有機溶剤業務	ある・なし	年 月 日
		5. 該当なし		

年度途中での給付基礎日額の変更はできません。

事前健康診断が必要となる特定業種に一定期間以上従事した経歴がある場合は、健康診断の結果が判明するまで加入が出来ません。(健康診断に要する費用は国が負担)

枝番	組合届出	署受付

一人親方団体・日本総合労務マネジメント協会 殿

誓約書

上記の通り、貴会に加入し労災保険の事務処理を委託するとともに、下記の事項を承諾の上、貴会の規則等を遵守することを誓約いたします。

1. 故意に保険料の納入を遅延した時、その他会に提出すべき一切の書類の記載事項に、故意に事実と異なった記載をしたことが判明した時は、会員としての資格を取り消されても一切異議を申し立てを行なわないことを誓約いたします。
2. 建設作業に従事する際には、労働安全衛生法・規則の関係条項を遵守し、安全衛生には充分注意致します。
3. 労働保険料及び会費は、会指定の納期限までに、中途加入の場合は、申し込みの日より 10 日以内に納付致します。指定期日が過ぎた場合には、貴会が一方的に脱退等の処理をしても差し支えございません。
4. 住所・氏名等に変更を生じたときは、速やかに貴会に連絡致します。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

ここに免許証のコピー
又は
住民票を貼ってください

日本総合労務マネジメント協会加入について注意事項

- 1 . この度、「日本総合労務マネジメント協会」一人親方特別加入団体に加入するにあたり、入会する方は、(誓約書2項)にあたる行為を遵守して下さい。
- 2 . 特別加入が認められるのは、当会が労働基準監督署へ申請を提出した翌日からとなります。
- 3 . 以下に該当する場合、入会をお断りさせて頂く場合がございます。
 - 一人親方の加入要件を満たさない方
 - 社会通念上、入会の意図が不適切だと当会が判断した方
- 4 . 労働基準監督署への申請手続きは、保険料・入会金(初回)の入金を確認した後に開始します(誓約書3項)。保険料等は、当会が指定する期日までに指定口座へ全額をお振込下さい。尚、指定する期日までにご入金がない場合は、加入の意思がないものと判断し加入手続きを中止致します。
- 5 . 入金が遅れた場合、一度連絡が途絶えた場合等その後再度加入希望があった場合は加入日が後れます。加入日が遅延したことによって発生する損害等に関して、当会は一切責任を負いません。
- 6 . 加入にあたっては、この書面・加入申請書(様式1号)・誓約書(様式2号)には免許証・住民票等本人を確認する書類を必ず添付して下さい。尚、ご提出頂いた個人情報に関しては、当会の母体団体あすか社会保険労務士法人の個人情報保護方針に準じ対応をさせていただきます。
- 7 . 当会に入会した後は、労働保険料・月会費(年度途中加入の場合、月割り計算)は、初回全額納付です。入会後は、労働保険年度更新時に1年分、一括で徴収させていただきます。
- 8 . 全て手続きが完了し次第、当会の会員証を送付させていただきます。
- 9 . 年度途中の脱退に関しては、速やかに当会に連絡頂き、所定の用紙(様式3号)に記入し提出して下さい。手続きが完了するまで労働保険料は発生します。
- 10 . 毎年3月末日の年度更新時においては、脱退・給付基礎日額の変更をすることができます。変更がある場合は、年度更新処理が終了するまでにご連絡下さい。尚、特に何も申し出がない場合は、引き続き従前の条件にて更新するものとして手続きをさせていただきます。
- 11 . 以下、いずれかに該当する場合は、加入の合意なしに当会の判断によって脱退手続きをとらせて頂きます(誓約書3項)
 - 当会振込の指定日時までに、ご入金がなく、数度の督促にも入金又は応答がない場合
 - 指定連絡先に一定期間連絡がない場合
 - 日本国内を問わず法令に違反し、当会の加入者としてふさわしくないと判断した場合
- 12 . 以下、いずれかに該当した場合は、速やかに連絡下さい。(誓約書4項)
 - 年間100日間以上従業員を雇入れ、または雇い入れる予定がある場合(アルバイト・手伝いを含む)
 - 業種を変更した時(建設業でなくなった時)
 - 住所を移転した時(当会の委託できる範囲を超えた時)
 - 業務上・通勤上に怪我、入院、死亡等した時に関してご連絡がない場合、労災給付を受けれない場合があります。ご注意下さい。申し出がない場合に生じた損害等は、一切責任を負いません。
- 13 . 退会の場合は、その理由の如何を問わず既納の入会金、月会費は返金致しません。但し、中途脱退の場合、労働保険料に関しては、振込手数料を差し引いた上で全額返金致します。

平成 年 月 日

上記事項に同意します。

署名

印